

延長保証サービス「まるくン Select for スマートデバイス」保証規程

本書は表面に記載されたサービス登録機器（以下「登録機器」といいます）について、本保証期間中に自然故障及び物損が発生した場合は、その故障の修復費用・費用をディエイスサービス&サポート株式会社（以下「Dsas」といいます）、ヤマトマルチメンテンスソリューションズ株式会社（以下「YMM」といいます）及び株式会社プロダクト・ワランディ・ジャパン（以下「PJW」といいます）と併せて「サービス提供者」といいます）が保証する内容を規定するものです（但し、保証規程に基づく）。

1. (定義)

- 本規程において、使用する用語の定義は次の通りとします。
 - 登録機器：サービス提供者が本保証を実施するスマートフォンの機器をいいます。なお、登録機器のメーカー及び機種はサービス提供者が指定するものとします。指定外の機器については本保証の対象となります。
 - 本保証：登録機器に保証期間中に本規程所定の故障が発生した場合、本規程に基づき、サービス提供者が当該故障等の修理（修理保証）、または同等製品へ交換（代替品の提供）を実施することをいいます。
 - お客様：本保証に申し込み頂くユーザーをいいます。
 - ユーザー：2. (申し込みの手続き) (1) に基づき申し込み、サービス提供者で本保証をご利用出来ること承諾したユーザーをいいます。
 - ユーザー登録書：お客様が本保証を申し込み頂くに必要なお客様情報、登録機器の情報を記入して登録申請をする申込書を含みます。
 - 保証規程書：登録機器が本規程に基づき保証をする旨を記載した説明書を含みます。
 - 修理依頼書：登録機器が故障又は破損した場合、故障又は破損の症状を記載してサービス提供者等に修理を依頼する書類をいいます。
 - 同等製品：サービス提供者が登録機器と同じ性能をもつと判断した機器をいいます。
 - メーカー：登録機器の製造者でサービス提供者が指定するものをいいます。
 - メーカー保証：登録機器のメーカーが登録機器に付与する保証をいいます。本件保証の申し込みに関しては、メーカー保証期間が1年以上ある製品に限ります。
 - 保証期間：本保証をサービス提供者が実施する期間をいいます。自然故障についてはメーカー保証の終了日より翌日から、物損についてはメーカー保証の開始日より、保証期間に記載された保証終了日開始の日まで期間としていいます。
 - 自然故障：登録機器の取扱説明書及び本体貼付ペーパー等に記載された正常な使用方法にもかかわらず、登録機器に起因する電氣的、機械的故障で目撃内容が保証規程にて保証の対象とならないものをいいます。
 - 物損：破損、破裂、火災、落着、異常電圧、水濡れ、風災、雪災、その他意図しない自然の事故により登録機器に生じた故障をいいます。
 - 全損：「自然故障」の見積修理代金以上で定められた「保証限度額」といえる保証をいいます。
 - 見積修理代金：お客様より登録機器の修理の依頼があった場合、当該修理にかかる費用としてサービス提供者が算定の上お客様に提示する金額をいいます。
 - 保証上限金額：保証書の「保証上限金額」欄に記載した金額をいいます。
 - 物損上限金額：上記記載の保証上限金額に、以下で定められる経過年数毎に定められた割合を乗じた金額をいいます。

メーカー保証開始日から	1年間未満	1年以上2年間未満	2年以上3年間未満
保証期間	100%	100%	100%
	100%	50%	40%

- *経過年数は、メーカー保証開始日から修理の受付日までの期間に算定します。
*保証期間：「保証書」に記載された保証終了日よりその期間をいいます。「保証書」を確認願います。
18) 保証限度額：本保証実施時において修理費用の限度額をいいます。自然故障の場合には、保証上限金額が保証限度額となります。物損の場合には、物損上限金額が保証限度額となります。但し、物損の保証が履行された場合には、物損上限金額と、修理保証にかかった累積費用を保証上限金額が差引いた金額のいずれか低い金額が保証限度額となります。
- ## 2. (申し込みの手続き)
- 本保証をご利用頂くには、同梱されているユーザー登録書に必要事項を記載の上、同書記載のサービス提供者間い合わせ先住所まで郵送してお申し込みください。ご送付頂いた後、サービス提供者で内容確認後、本保証をご利用出来る「ユーザー」として登録の上、お客様に書面もしくは電子的方法にて「保証書」を送付いたします。「保証書」の送付をもって、サービス提供者がお客様に対し本保証を行うことをご承諾の上となります。
 - 前項の申し込み内容に基づき、サービス提供者が本保証をご利用出来る「ユーザー」としての登録を承諾しない場合がございます。サービス提供者は、下記の理由によりお申し込みの事由が生じた場合には、サービス提供者がユーザー登録書を受け取ってから30日以内にサービス提供者が定める方法によりお客様にその旨を通知するものとします。
 - お客様が存在しない、あるいは偽名を使っていること。
 - お客様の申告事項に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったこと。
 - 保証内容の記載と重要事項の同意欄の押印がないこと。
 - 購入日から30日以内に、本条1項で定める申込内容が確認出来ない場合には、本保証をご利用頂けない可能性があります。サービス提供者はその場合、お支払い頂いた代金を返金いたします。

3. (保証内容)

- 本保証への加入は、登録機器購入と同時に限るものとします。
- 保証期間の起算日は、登録機器のメーカー保証期間の開始日よりいいます。
- 保証期間中に登録機器に「自然故障」もしくは「物損」が生じた場合は、下記記載のサービス提供者「お客様窓口」に連絡頂き、サービス提供者からの指示に従って修理を依頼ください。見積修理代金が登録機器の保証限度額範囲内の故障であれば、保証期間中当該故障を無料で修理いたします。依頼の、プログラムの、データ、記録媒体、メーカー純正でない部品及び付加物、事前に登録機器から取り出し、登録機器を本保証と修理依頼書と共にサービス提供者までお送りください。登録機器から取り出し記録又は付加された状態を引き渡された場合は、サービス提供者はそれらのプログラム、データ、記録媒体、部品及び付加物には一切責任を負いません。
- 登録機器が、サービス提供者が定める出張・引取り修理対象製品である場合限り、出張修理又は引取り修理の修理保証をいいます。この場合の出張料・引取り料本保証に含まれます。持込修理対象品の場合は、サービス提供者が指定する拠点まで、お客様より登録機器を送付頂いた上、修理保証を行います。この場合の往復の送料は本保証に含まれます。
- 見積修理代金が登録機器の保証限度額以上になる場合であっても、その超過部分ご負担頂く場合は修理を承諾する、この場合に修理もって保証が終了となり代替品の提供がありません。尚、前項のいずれの場合も、事前にサービス提供者の了解を得ずには修理を依頼された場合は、本保証の対象となりません。

4. (受付時間)

サービス提供者が修理の受け付けまたは本保証に関する問い合わせの受け付け等を行う時間は、月曜日から土曜日の午前10時から午後7時までとします。但し、国民の祝日及びサービス提供者が定める休日を除くものとします。

5. (修理依頼)

- 本保証に基づき「自然故障」又は「物損」の修理を依頼される場合は、3. (保証内容) (3) 所定の手順に従いサービス提供者からの指示に従って修理をご依頼ください。
- 登録機器に、物損での「火災」による損害が発生した場合は、被害発生場所の管轄の消防署に連絡頂き、「電気証明書」を受理してください。電気証明書は、修理の受付時に確認いたします。確認が出来ない場合には、本保証の提供が受け止まれません。ご了承下さい。
- サービス提供者は、自己の費用と責任で本保証の提供にかかる作業の全部、または一部を第三者に委託する事が出来るものとし、お客様はこれを承諾するものとします。
- メーカー保証期間中に登録機器に、メーカーが定める条件に基づき、メーカー保証の対象となる故障等が発生した場合、サービス提供者「お客様窓口」を経由し、メーカーに修理の依頼を行う事ができます。この場合、3. (保証内容) (4) 記載の発送及び引き取りに係る送料等は、サービス提供者が負担いたしました。但し、メーカー保証及び本保証に定める条件に於て対象となる故障等では、サービス提供者を経由した場合でも、送料及び修理にかかる実費がお客様負担となり、お客様はサービス提供者からの請求に基づきかかる費用を支払うものとします。

6. (データ)

- 本保証に基づき修理の際にお預かりする登録機器の取り出しや格納されたお客様情報のデータまたはプログラムのセキュリティ管理はお客様の注意を払います。万一の事故に備えて、バックアップをお客様において実施の上お預かりください。また、バックアップ実施後、データ流出・漏洩事故の防止のために、お客様においてお客様の固有のデータまたはプログラムの削除の上でお預かりください。
- 本保証に基づき修理の実施によりお客様の固有のデータやプログラムが失われる場合がある場合がございます。サービス提供者は登録機器に格納されたお客様の固有のデータまたはプログラムに対する保証は一切責任を負いません。
- お客様がお客様の固有のデータまたはプログラムを削除せず、万一の事故によりデータ流出・漏洩等が発生した場合でも、サービス提供者は責任を負いません。

7. (自然故障に起因する代替品の提供)

登録機器に「自然故障」が発生し、かつサービス提供者による見積修理代金(登録機器の保証限度額以上)になる場合は、「全損」と認定し、同等製品を代替品として提供すること、修理に代えさせていただきます。また、サービス提供者が修理不能と判断した場合も含まれます。但し、保証限度額の範囲で、代替品の提供が難しいとサービス提供者が判断した場合には、お客様にて代替品購入金額の一部のご負担を頂きます。お客様にご負担頂く金額は、代替品購入価格から、保証限度額を控除した差額となります。また、代替品提供の際にかかる前記差額をサービス提供者にお振込み頂く場合の振込手数料等については、お客様のご負担となります。尚、こちら所定の費用をお客様にご負担頂けない場合については代替品の提供は出来ません。その場合、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様にサービス提供者所定の条件で、お客様に返却いたしますがかかる登録機器をお客様に返却する義務を負うのではなく、サービス提供者の裁量で処分することが出来るものとなります。

8. (物損に起因する代替品の提供)

登録機器に「物損」が発生し、かつサービス提供者による見積修理代金が登録機器の保証限度額以上になる場合は、「全損」と認定し、同等製品を代替品として提供すること、修理に代えさせていただきます。また、サービス提供者が修理不能と判断した場合も含まれます。但し、保証限度額の範囲で、代替品の提供が難しいとサービス提供者が判断した場合には、お客様にて代替品購入金額の一部のご負担を頂きます。お客様にご負担頂く金額は、代替品購入価格から、保証限度額を控除した差額となります。また、代替品提供の際にかかる前記差額をサービス提供者にお振込み頂く場合の振込手数料等については、お客様のご負担となります。尚、こちら所定の費用をお客様にご負担頂けない場合については代替品の提供は出来ません。その場合、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様にサービス提供者所定の条件で、お客様に返却いたしますがかかる登録機器をお客様に返却する義務を負うのではなく、サービス提供者の裁量で処分することが出来るものとなります。

9. (代替品への保証について)

- 前条または前々条に基づきサービス提供者が提供した代替品には、本保証は適用されないものとし、メーカー保証のみが適用されるものとします。
- 代替品が提供された後、お客様はサービス提供者に対して機器とは異なる品名、品番その他の指定を行うことは出来ません。
- 本保証に基づき代替品の提供より、本保証は終了します。また、代替品が提供された場合には、修理依頼された登録機器の所有権は、当該代替品の提供を引き換えに何れかのサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、爾後、かかる登録機器をお客様に返却する義務を一切負いません。これを任意に処分することが出来るものとします。

10. (失効)

- 本保証期間中に、本保証に基づく保証は失効するものとします。
 - 保証期間が終了したとき。
 - 保証期間中に、1回の見積修理代金の合計が登録機器の保証限度額以上となり、「全損」と認定され、7. (自然故障に起因する代替品の提供)、8. (物損に起因する代替品の提供) に基づき代替品が提供されたとき、「物損」の見積修理代金が登録機器の保証限度額以内の修理を3回受けたとき。
 - 保証期間が終了前に第三者に対し登録機器を贈与、又は譲渡されたとき。

11. (通知)

初期不良等の理由により、登録機器に対する交換品（新品）がメーカー又は販売店から提供された場合は、サービス提供者「お客様窓口」までご連絡ください。登録機器の製造番号の対象変更手続きを行います。本通知がサービス提供者へ入力行われた場合、保証を受けられなくなるものとありますのでご注意ください。また、本保証の交換品が提供された場合においても、保証書に記載された保証終了日は変更されません。

12. (保証条件)

- 次の場合には、保証期間中も本保証の対象とはなりません。
 - サービス提供者の事前の了解なく他社で修理されたとき。
 - 修理の際、本保証書の提示がないとき。
 - 本保証書が必要記述事項の記入がない場合、あるいは字句を書き換えられたか、書き加えられたとき。
 - 電気証明書が確認出来ない場合。
 - 登録機器修理後に修理に付けた付加物（メーカー純正部品を含む）の故障、又はこれらの付加物に起因する故障。
 - 本保証規程の13. (保証対象外の費用等)、14. (保証対象とならない場合-その1)、15. (保証対象とならない場合-その2) に該当する場合。

13. (保証対象外の費用等)

- 次に挙げる費用は、本保証の対象となりません。
 - 登録機器の修理においてお客様ご指摘頂いた故障等の現象が再出現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
 - 登録機器の補助記憶装置交換や搭載補助記憶装置における工場出荷時の状態からパーティション及びリアルタイムシステムの改定を行う場合に発生するインストール費用。
 - 登録機器のオーバーホール（異体の症状が発生していない登録機器の点検、部品交換等）費用。
 - 修理期間中の代替品レンタル料金等、修理代金以外の費用。

14. (保証の対象とならない場合-その1)

- 直接・間接に問わず、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事由又は暴動による登録機器に生じた故障または損害。
 - 地震又は火山灰の降伏、暴風、雪災、津波、洪水、火災、雷害、公害による登録機器に生じた損害。
 - 登録機器の自然の消耗、腐蝕、さび、がび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由。又はねずみ食い、虫食いにより登録機器に生じた故障又は損害。
 - 登録機器のオプション製品・部品、ソフトウェア、パソコンケーブル、コード・PCカード・コネクタ・マウス・タッチペン・ファンキー・外付けスピーカー等の付属品・アクセサリー等、その他特にサービス提供者が定める対象外製品（消耗品）、購入後追加された部品（拡張カード/拡張メモリ等）、バッテリー、電池、周辺変換部品、クランプ類、ねじ類、電線類による消耗品及び故障又は損害。
 - 登録機器に格納されたソフトウェアの/グ、コンピュータウイルス等による故障又は損害。又（4）に記載する製品には部品のインストール・設定等のユーザーの作業は必ず正しくインストール/グや設定による故障又は損害、対象製品の清掃料金。
 - 登録機器の表示装置パネル及びバックライトの経時による劣化（輝度の低下、フォアガラスの劣化、ピコセル抜け、蛍光灯の焼き付き等）。
 - お客様が登録機器の不適切な使用又は不適切な維持・管理による故障又は損害。
 - 爆発性物質（他の有害な物質を含みます。以下同様とします）もしくは爆発性物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、燃焼性の故障又は異常な特性に基づく事故による登録機器に生じた故障又は損害。
 - 地震変動または地盤沈下を原因とする事故又は損害。

- 登録機器の故障又は損傷に起因して他の接続機器（ソフトウェアを含みます）に生じた故障もしくは損傷等の損害。
- 登録機器の使用上正常な外形の破損、変状の発生・不具合。
- 登録機器の移動、誤用、不注意、消耗品の使用及び機械的改造又は加付（CPU、マザーボード、メモリ、補助記憶装置、CD・DVD・BDメディア等の部品交換、調整を含みます）により生じた登録機器の故障及び損害。
- 登録機器の機械、機械的構成、ソフトウェアのプログラムの仕様及び日本国外で生じた損害又は日本国内で修理不可能な故障及び損害。
- 登録機器の輸送、船舶等に搭載して使用された場合の故障及び損害。
- 登録機器の差し押さえ、徵発、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使によって生じた損害。
- 登録機器の盗難、紛失、詐欺または横領による損害。
- お客様が故意、重大過失により生じた損害。
- メーカーの故意、事業撤退等によりメーカーがその責任により登録製品の修理が行えない場合（事業継承等が発生し、メーカーと同水準・同条件にて修理可能な第三者がいる場合は除く）。
- 登録機器以外の製品（シリアル番号が異なる等）に生じた損害。

15. (保証の対象とならない場合-その2)

- 直接・間接に問わず、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。
 - 登録機器の引渡し後、引渡しに交付された本保証書以外の他の保証書（メーカー保証書を含む）又は保険を用いて修理又は保証が可能な故障及び損害の場合。
 - 保証期間が終了した後（全損による本保証の失効を含む）に故障の報告又は修理の請求がなされた場合。
 - 登録機器の部品交換を伴わない調整又は手直しを行った場合。
 - メーカーが登録機器のコール宣言を行った後のコールの原因となった部位にかかる登録機器の修理、又、リコールの結果、代替品が提供された場合の当該代替品。
 - 登録機器の故障又は損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます）。
 - 登録機器の故障又は損傷に起因して生じた登録機器その他の財物使用の障害によって生じた損害（逸失利益等の間接損害・経済損害）。

16. (お客様負担費用について)

- 以下の保証対象外の事項において発生した費用についてはお客様のご負担となります。
 - 登録機器の修理においてお客様ご指摘頂いた故障等の現象が再出現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
 - 登録機器の故障診断やお見積り後、保証修理対象外と判断された故障の場合における有償修理又はキャンセルに伴う費用。

17. (秘密保持)

- 登録機器のサービス提供者は、本保証の提供に際して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、秘密であると明確に指定されたもの（以下「秘密情報」といいます）については、本保証の提供期間中のみならずその終了後も第三者（5. (修理依頼) に基づきサービス提供者が委託修理業者に関する場合を除きます）に開示または漏洩してはならないものとします。上記 (1) から(4) までの、次の各号に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。
 - 一般に入手出来る情報。
 - 知得時に既に保有していた情報。
 - 第三者から秘密保持義務を負うことなく開示した情報。
 - 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報。
- サービス提供者は、本保証書に記載されたお客様の情報を本条に定める秘密情報として扱い、本保証の提供及びその使用に利用する目的以外には使用いたしません。

18. (個人情報)

- サービス提供者は、お客様の個人情報を適切に保護し、YMM 及び PJW が公表するプライバシーポリシーに則り、本保証の提供及び本保証の提供に必要な合理的な範囲で利用させていただきます。
- サービス提供者は、次の各号に該当するときは除きお客様の個人情報を第三者に提供いたしません。
 - お客様の同意を得た場合。
 - お客様個人の識別が出来ない統計データ等二次的に得られたデータに開示する場合。
 - 本保証履行のための業務委託先、提携先（保険代理店、保険会社を含む）に開示する場合。
 - 法令に開示が求められた場合。
- サービス提供者は、お客様がご提供頂いた個人情報、個人情報保護法に定める個人情報の提供に際して必要な範囲で業務委託先に開示する場合もあります。

19. (本保証の提供の中止)

- サービス提供者は次の各号に定める事由のいずれか一つ発生したとき、お客様に何らの催告を要せず、直ちに本保証の提供を中止することが出来るものとします。尚、その場合いともサービス提供者はお支払い頂いた代金を返金いたしません。
 - 本保証の条件に違反し、書面による催告後 30 日以内に当該違反が是正されないとき。
 - 差し押さえ、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、または競売申し立てられたとき。
 - 自ら届出もしくは引き取った手形または小切手につき、不渡処分を受けられる等支払停止状態を受けたとき。
 - 民事再生、会社更生手続きの開始もしくは破産申請又は行われたとき。
 - 資本の減少、営業の停止もしくは変更、解散または組織変更の決議をしたとき。
 - その他財産状態が悪化したとき、またはその恐れがある認められる相当の事由があるとき。

20. (反社会的勢力との関係遮断)

- お客様は、サービス提供者に対し、次の各号の事項を表明し締結するものとします。なお、お客様が、本保証期間中に本条の各号に反することを行なった場合には、サービス提供者は、何らの催告を要せず、本保証の提供を中止することが出来るものとします。尚、その場合いともサービス提供者はお支払い頂いた代金を返金いたしません。
 - 反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
 - 自らの役員（代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者）が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
 - 自らの業務委託先等と反社会的勢力を利用しないこと。
 - 本契約の有効期間中に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - 暴力的な要請を行う。
 - 法的な責任を超えた不当な要求を行う。
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - 虚偽を流布し、偽計を用いたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

21. (損害賠償)

お客様は、本保証に際してサービス提供者の真に帰する事由により損害を受けた場合、現実に発生した直接かつ通常の損害に限りサービス提供者に請求出来るものとします。この場合、サービス提供者の負担する損害賠償の総額は、3万円を限度とします。

22. (規程変更)

サービス提供者は、本規程内容を変更する必要がある場合は、予告なく本規程を変更することが出来るものとし、変更後の本規程が記載された本保証（本保証を受け取ることができ権利を証する書類を含む）を購入したお客様より変更後の本規程が適用されるものとします。尚、変更後の本規程はDsas のホームページに掲載いたします。

23. (交換部品の所有権)

本保証の修理保証に則って交換された故障部品（老朽部品を含みます）の所有権は、全てサービス提供者に帰属するものとします。

24. (合意管轄)

本保証に関してお客様とサービス提供者の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専断的管轄裁判所とします。

25. (本保証の解除)

- お客様は、サービス提供者に対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。解除の申し出は、お客様窓口ご連絡のうえの事務手続きによるものとします。サービス提供者は、サービス提供者が別途定める解除より前出戻した返戻金お客様にお支払いします。但し、サービス提供者に対してキャンセル料等の債権がない場合に限ります。
- 前項の通知を付したうえで、登録機器の売買契約の解除に伴い本保証が解除される場合、登録機器の費用がお客様のご負担となり、サービス提供者が「ユーザー」としての登録料を承継しない場合には、お客様に登録機器を販売した販売会社が保証料の全額返金を行うものとします。

26. (保証料の損害賠償充当)

サービス提供者は、保証料金を原資として、損害保険会社（以下「本保険会社」といいます。）とサービス提供者を被保険者とする保険契約（以下「本保険契約」といいます。）を締結し、本保証を運用しております。本保険契約の締結履行、保険金請求手続きその他に関し、サービス提供者を委託するとしてお客様より事前に同意頂いているものとし、何ら異議を述べないものとします。これに基づき、前述の保証はサービス提供者が行います。

本保証は、お客様に対して本規程に従い保証修理を提供し、本保険契約に基づき本保険会社より受領する保険金を当該保証修理に係る費用等の支払いに充てる仕組みとなっております。その為、故障の発生状況によりお客様に対して、本保険会社の調査が入る場合があります。

2016年9月1日 第3版

サービス提供者： ディーアイエスサービス&サポート株式会社/ヤマトマルチメンテンスソリューションズ株式会社/株式会社プロダクト・ワランディ・ジャパン
お客様窓口(ワランディ保証窓口)：0800-080-0025 フリーコール
受付時間：10:00～19:00 (日曜・祝日除く) E-Mail: dts@kuroneko-hoshio.jp